

令和5年5月2日

市内小中学校 保護者 様
ほづみ幼稚園 保護者 様

瑞穂市教育委員会

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染防止対策について（依頼）

新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日付けで5類感染症に移行することを踏まえ、瑞穂市では、国や県の通知を受けて以下のように対応します。なお、5類感染症への移行後においても、「児童生徒の健康状態の把握」、「適切な換気の確保」、「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」といった基本的な感染対策を引き続き行っていきます。ご理解とご協力をお願いします。

1 出席停止期間の基準及び、出席停止解除後の児童生徒等への対応について

- ・出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」（発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。）
 - ・感染者に対しては、発症日（検体採取日）から10日間を経過するまでは、自主的な感染予防行動（健康状態の確認やマスク着用等）の徹底を推奨します。
- ※発熱症状等により、感染が疑われる場合などにおいては、出席停止とさせていただくことがあります。
※本人や同居する家族に基礎疾患があり感染が心配で登校を控える場合は、出席停止とさせていただきます。

2 自宅待機要請者及び濃厚接触者の取扱いの終了について

- ・同居の家族が陽性となった場合も、普段と異なる症状がなければ登校してもかまいません。

3 健康チェックカードの終了について

- ・従来の健康チェックカード及び、児童生徒玄関等における健康状態の確認は終了します。今後は、健康セルフチェックシート（別添）を活用し、家庭で健康状態の確認を行い、体調不良等がみられる場合は「すぐーる」等を活用し、学校へご連絡ください。

4 部活動について

- ・部内に感染者が確認された場合でも、通常の活動の制限は行いません。ただし、部内で感染状況が拡大傾向にある場合などは一時的に活動を止めることも考えられます。
- ・学級閉鎖期間中に感染者以外の生徒が公式大会等へ参加する場合は、保護者・生徒同意のもと、抗原検査キットにより陰性確認ができれば参加を認めます。（これまでの取扱いと同様です。）

<感染流行時における感染症対策について>

- ・現在、感染状況は落ち着いていますが、今後地域や学校において感染の流行がみられる場合などには、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えたり、マスクの着用を促したり、児童生徒等の間隔を可能な範囲でとったりする対応を、学校で行うことがあります。また、感染拡大の恐れがある場合には、学校の全部又は一部の臨時休業の判断を行うこともあります。ご理解とご協力をお願いします。